

阿南市低所得世帯物価高騰重点支援給付金について

物価・賃金・生活総合対策として、物価高騰などにより家計への負担が大きい方々への重点支援として、国の住民税非課税世帯に対する給付金の対象とならない世帯のうち「住民税均等割のみ世帯」に対して1世帯につき5万円を阿南市独自事業として支給を行います。

【令和4年度住民税均等割のみ課税世帯】

対象世帯 令和4年9月30日において阿南市に住民票がある方で、

令和4年度住民税が「均等割のみ課税」または、

「均等割のみ課税と非課税者」で構成される世帯

※住民税所得割課税者の扶養親族等で構成される世帯は除きます。

※令和4年10月1日以降に世帯分離しても別世帯としての対象にはなりません。

対象世帯からの返送が必要です。

12月下旬に市から「支給のお知らせ」を通知しますので、送付された書類の内容をご確認いただき、必要事項の記入または、必要書類を添付して、返信用封筒にてご返送ください。

「確認書（又は申請書）」を受け取った世帯は令和5年2月28日（火）までにご返送ください。

問い合わせは 臨時特別給付金対策室（☎22-3401）へ